

全国一斉

解雇・失業・生活相談

# ホットライン

ロウドウ の フツゴウ

## 0120-610-225

※上記は特設番号です。11/17以外は御利用いただけませんので御注意ください。

弁護士が  
**無料で**  
対応します

令和2年11月17日(火)

12:00~19:00

コロナの影響でバイト  
のシフトが入らない...

コロナ禍の営業不振で  
解雇された...

次の更新がない...

家賃が払えない...

福祉の窓口  
で追い返された...



こんなことはありませんか...?

- ・コロナ禍の営業不振で解雇された
- ・休業手当が払われない
- ・新しくできた休業支援金を知りたい
- ・住居を喪失してしまった
- ・生活費を支援する制度について知りたい
- ・今すぐ生活保護を受けられるか
- ・雇用契約を打ち切れ更新してもらえない
- ・学費の支払いや奨学金の支払いが困難
- ・フリーランスや事業者を支援する制度について知りたい

**主催：日本弁護士連合会・函館弁護士会**

※詳細は、函館弁護士会(0138-41-0232)までお問い合わせください。また、実施案内は日弁連ホームページで御確認いただけます。

なお、当日は回線状況等によりつながりにくい場合もありますのであらかじめ御了承ください。